

7月1日(月)開始

国民年金保険料免除等の申請受付開始

経済的な理由で国民年金保険料を納めることができ困難な場合や、過去に申請を忘れていたなど未納期間がある方は問い合わせ先へ。申請は原則2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。

申請受付は、日本年金機構で、前年所得に基づいて審査が行われます。

●免除対象期間

7月分～令和7年6月分原則2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。

●持ち物

・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの

※失業などの特例免除を申請

国民年金保険料の 産前産後期間の免除制度

国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

希望すれば、付加保険料の納付も可能です。

●産前産後期間免除の メリット！

・保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映される

・支払済みの国民年金保険料は、原則、還付(返金)される

●免除される期間(産前産後期間免除)

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6

か月間。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、早産、流産および人工妊娠中絶を含む)。

●産前産後期間免除の 対象

・付加保険料の納付も可能。ただし、届出した月から開始

●対象

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

※任意加入の方は対象外

●届出方法

出産予定日の6か月前から、または出産後に届書を問い合わせ先へ

●届出方法

※すでに国民年金保険料が免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも届出してください。

問 保険医療課

内線153

問 半田年金事務所

内線155

請する場合…

雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のうちいずれか1点(コピー可)

失認通知書のうちいずれか1点(コピー可)

問い合わせ先へ相談してく

ださい。

●申請・問い合わせ

・半田年金事務所
☎ 0569(21)2375
内線155

●申請・問い合わせ

・役場保険医療課
☎ 0569(21)2375
内線155

●有効期限が令和6年7月31日の後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などで所得が相当程度まで下がった場合の臨時

●臨時特例措置

※失業などの特例免除を申

●有効期限が令和6年7月31日の後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

特例措置があります。また、臨時特例措置による学生納付特例もあります。

対象期間が決められていないため、手続き希望の方は問い合わせ先へ相談してください。

●更新申請書の提出はお早めに！

●有効期限が令和6年7月31日の後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

6月上旬に「更新申請書」を郵送し、6月21日迄までに保険医療課へ提出するよう案内しています。「更新申請書」の提出がない場合は新しい受給者証の発行ができませんので、まだ提出がお済みでない方は早急に提出をお願いします。申請書を提出した方で審査の結果引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。

●有効期限が令和6年7月31日の後期高齢者福祉医療費受給者証の更新申請書の提出はお早めに！

6月上旬に「更新申請書」を郵送し、6月21日迄までに保険医療課へ提出するよう案内しています。「更新申請書」の提出がない場合は新しい受給者証の発行ができませんので、まだ提出がお済みでない方は早急に提出をお願いします。申請書を提出した方で審査の結果引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。

●有効期限が令和6年7月31日の後期高齢者福祉医療費受給者証の更新申請書の提出はお早めに！